

平成 23 年度税制改正大綱（地方税関係）の概要

総務省

平成 22 年 12 月 16 日、平成 23 年度税制改正大綱が、税制調査会において取りまとめられ、閣議決定されました。地方税に関する概要は以下のとおりです。

1 個人住民税の諸控除

- 合計所得金額 400 万円超の納税義務者の成年扶養親族（23 歳以上 70 歳未満）に係る扶養控除（33 万円）について、負担調整措置を講じた上で廃止。
ただし、障害者、要介護認定者その他心身の状態等により就労が困難な扶養親族、65 歳以上の高齢者、学生については引き続き控除対象。

（注）上記の改正は、平成 25 年度分以後の個人住民税について適用する。

- 退職所得に係る個人住民税の 10% 税額控除を廃止。

（注）上記の改正は、平成 24 年 1 月 1 日以後に支払われるべき退職手当等から適用する。

※ 所得税における給与所得控除及び退職所得の 2 分の 1 課税の見直しは、自動影響

2 法人実効税率の引下げ

- 国税と地方税を合わせた法人実効税率を 5% 引下げ。（40.69% → 35.64%）

（実効税率の引下げ幅：法人税（国）▲4.18%、法人住民税（地方）▲0.87%）

- 全体として地方の税収に極力影響を与えないよう配慮。

- 都道府県と市町村の増減収を調整するため、道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲する（平成 24 年度から）。

3 環境関連税制等

- 地球温暖化対策に関する国と地方の役割分担を踏まえ、地方財源を確保・充実する仕組みについて、平成 24 年度実施に向けた成案を得るべく更に検討。

- 航空機燃料税の税率の引下げに伴い地方に減収が生じないように、航空機燃料譲与税の譲与割合を、平成 23 年度から平成 25 年度までの間、9 分の 2（現行：13 分の 2）とする。

4 市民公益税制

○認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金であっても、地方団体が条例において個別に指定することにより、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることができることとする。

○個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を5千円から2千円に引き下げる。

(注) 以上の改正は、平成24年度分以後の個人住民税について適用する。
(平成23年中の寄附金から対象)

5 地方税の充実と住民自治の確立に向けた地方税制度改革

◎ 地方税の充実

地域主権改革を進めていく観点から、地方税の充実が重要。

社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築。

◎ 住民自治の確立に向けた地方税制度改革

現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で抜本的に改革。

以下の事項等について検討。成案を得たものから速やかに実施。法制化が必要なものは、平成24年度改正から実現を図る。

○「自主的な判断」の拡大	○「執行の責任」の拡大
<ul style="list-style-type: none">・法定任意軽減措置制度（仮称）の創設・法定税の法定任意税化・法定外税化・制限税率の見直し	<ul style="list-style-type: none">・法定外税の新設・変更への関与の見直し・消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方自治体の役割の拡大

◎ 地方税における税負担軽減措置等の見直し

税負担軽減措置等について、固定資産税、不動産取得税等を中心に見直し。全体241項目のうち、廃止49項目、縮減15項目。